

# 島根県報

号外第七四号

平成十五年四月三十日

(水曜日)

規則

目次

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税務課)

公布された条例等のあらまし

◇島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第七二号）

規則の概要

島根県県税条例施行規則（昭和五十一年島根県規則第十六号）第六条に規定する課税地指定等の通知について、規則様式による通知が不適当である場合は、告示をもつて当該通知に代えることとした。（第六条関係）

二 施行期日

平成十五年五月一日から施行することとした。

規則

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十五年四月三十日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第七十二号  
島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県県税条例施行規則（昭和五十一年島根県規則第十六号）の一部を次のようにより改正する。

ただし、一時的に納税義務が発生し、かつ当該納税者又は特別徴収義務者を事前に特定することが困難である場合には、告示をもつて当該通知に代えることができる。

この規則は、平成十五年五月一日から施行する。

附則

平成15年4月30日

島根県報

号外第74号 (2)

平成十五年四月三十日印刷

毎週火・金曜日発行

発行者

島

根

県

印發行所

松江市学園南町

松島陽根印刷所

定価一箇月

金一千四百二十円(送料共)